

総務委員会

令和8年3月17日(火)
本会議休憩中
時分～時分
全員協議会室

【委員】沖田委員長、柳楽副委員長、
戸津川委員、岡本委員、佐々木委員、西田清久委員、川神委員

【執行部】三浦市長、砂川副市長
(総務部) 山根総務部長、猪狩人事課長
(消防本部) 赤岸消防長、曾根通信指令課長

【事務局】森井書記

【議題】

- 1 同意第2号 浜田市副市長の選任について
- 2 同意第3号 浜田市教育委員会教育長の任命について
- 3 執行部報告事項
 - (1) 損害賠償請求訴訟の経過について
 - (2) その他

【通信指令課】

損害賠償請求訴訟の経過について

消防救急無線デジタル化整備における談合に係る損害賠償請求訴訟の経過報告

1 経過

- (1) 令和2年7月13日
訴状の提出 損害賠償請求金額 76,676,985 円（弁護士費用含む。）
- (2) 令和2年9月4日～令和5年12月11日
第1回口頭弁論 以降2回の口頭弁論、18回の弁論準備手続で結審
(令和3年10月28日 大田市、雲南広域連合と併合審理となる。)
- (3) 令和6年6月3日 大田市和解（落札業者から400万円）
- (4) 令和6年7月17日 松江地方裁判所から和解の提案：当市は和解せず裁判を継続
- (5) 令和6年10月29日
第一審判決：損害賠償金額 11,694,351 円
- (6) 令和6年11月8日佐和法律事務所と損害賠償請求控訴委任契約の締結
控訴状の提出（広島高等裁判所松江支部）
控訴理由 損害賠償金額が当市の主張と大きく乖離し、算定基準の根拠も不明瞭であるため
- (7) 令和6年12月17日 控訴理由書の提出（広島高等裁判所松江支部）
- (8) 令和7年3月、5月 広島高等裁判所松江支部 第1回、第2回口頭弁論
- (9) 令和7年8月26日 雲南広域連合和解（2社から和解金650万円）
- (10) 令和7年9月10日
第二審判決：損害賠償金額 9,320,850 円
- (11) 令和7年9月18日 佐和法律事務所と損害賠償請求上告委任契約の締結
- (12) 令和7年9月19日
上告状兼上告受理申立書の提出（最高裁判所）
上告理由 損害賠償金額が当市の主張と大きく乖離し、算定基準の根拠も不明瞭であるため
- (13) 令和7年11月6日 上告理由書及び上告受理申立て理由書の提出（最高裁判所）
- (14) 令和8年3月12日 **最高裁判所「調書（決定）」**

主文

- 1 本件上告を棄却する
- 2 本件を上告審として受理しない
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする

以上